



報道発表

令和6年2月14日
函館税関

不正薬物等の密輸入を15件摘発、押収量が増加

— 令和5年の函館税関における関税法違反事件の取締り状況 —

函館税関は、令和5年の1年間に管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入事件及びその他関税法違反犯則事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

摘発状況

不正薬物*1全体の摘発件数は13件(前年比6.5倍)、押収量は約26.57g(前年比約2.7倍)、金地金の摘発件数は2件(前年比全増)、押収量は約277g(前年比全増)となり、不正薬物及び金地金ともに摘発件数及び押収量が増加した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物

[覚醒剤事犯]

➤ 覚醒剤事犯の摘発件数は1件(増減なし)、押収量は約2.29g(前年比約20%)となり、押収量が減少した。

[大麻事犯]

➤ 大麻事犯の摘発件数は7件(前年比7倍)、押収量は約20.72g(前年比約21倍)となり、摘発件数、押収量ともに増加した。

[麻薬*2事犯]

➤ 麻薬事犯の摘発件数は5件(前年比全増)、押収量は約3.56g(前年比全増)となり、摘発件数、押収量ともに増加したものの、錠剤型麻薬(前年比全減)については摘発が無く全減した。

*2 ヘロイン、コカイン、MDMA等の薬物

[金地金事犯]

➤ 金地金事犯の摘発件数は2件(前年比全増)、押収量は約277g(前年比全増)となり、摘発件数、押収量ともに増加した。

事件引継状況

(単位：件)

国際郵便や国際宅配便による管内宛での密輸事件は14件*3(前年比約44%)であり、そのうち不正薬物は10件(前年比約48%)、その他*4は4件(前年比約36%)であった。

*3 他税関から引き継がれた事件であり、摘発件数は摘発税関で計上

*4 知的財産侵害物品、わいせつ物品など

密輸形態 犯則物件	郵便	宅配便	計(前年比)
不正薬物	8	2	10(48%)
その他	3	1	4(36%)
計	11	3	14(44%)

【事例1】 令和5年2月 千歳税関支署摘発

タイ王国から帰国した日本人男性から、**大麻である緑色乾燥植物片 約2.93グラム**を摘発、密輸しようとした同人を関税法違反で告発した。



処分状況

- 関税法違反犯則事件に対して函館税関が行った犯則調査*5の結果、令和5年に処分（検察官への告発*6又は税関長による通告処分*7）した件数は31件（前年比約194%）であった。
- 処分の内訳は、告発が24件（前年比2倍）、通告処分が7件（前年比175%）であった。
- 告発した事件のうち、不正薬物事犯は22件（前年比約2.4倍）、知的財産侵害事犯は2件（前年比約67%）であった。
- 告発した不正薬物事犯のうち、覚醒剤事犯が4件（前年比2倍）、大麻事犯が6件（前年比120%）、麻薬事犯が10件（前年比10倍）、指定薬物事犯が2件（前年比2倍）であった。

*5 犯則調査：関税法違反犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査。

*6 告 発：犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないうき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するもの。

*7 通告処分：犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになる。

件数 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
告 発	26	13	14	12	24
通告処分	3	12	3	4	7

【事例2】 令和5年4月告発 函館税関

南アフリカ共和国から岩手県花巻市宛てに到着した航空小口急送貨物に隠匿して、**覚醒剤約9,371.04グラム**を密輸入しようとした日本人男性1名を関税法違反で告発した。



【事例3】 令和5年11月告発 函館税関

中華人民共和国から青森県十和田市宛てに到着した国際郵便物を利用して、**商標権を侵害するブローチ等210個**を密輸入しようとした日本人女性1名を関税法違反で告発した。



商標権を侵害するブローチ等

(資料1) 函館税関管内における不正薬物の摘発実績

種類	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
覚醒剤	件	7	-	-	1	1	増減なし
	g	9,321	9	-	10	2	20%
大麻	件	9	6	2	1	7	7倍
	g	94	3,573	1,865	1	21	21倍
大麻草	件	3	2	-	1	5	5倍
	g	7	1	-	1	20	20倍
大麻樹脂等	件	6	4	2	-	2	全増
	g	87	3,573	1,865	-	1	全増
麻薬	件	1	2	1	-	5	全増
	g	0	4	2,002	-	4	全増
	錠	-	9	-	-	-	-
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	1	1	1	-	1	全増
	g	0	4	2,002	-	0	全増
MDMA等	件	-	-	-	-	2	全増
	g	-	-	-	-	0	全増
	錠	-	-	-	2	-	全減
ケタミン	件	-	1	-	-	2	全増
	g	-	0	-	-	3	全増
その他麻薬	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	9	-	-	-	-
向精神薬	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	2	-	-	-	-	-
	g	34	-	-	-	-	-
合計	件	19	8	3	2	13	6.5倍
	g	9,449	3,586	3,867	10	27	2.7倍
	錠	-	9	-	2	-	全減

- (注) 1.令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
 2.税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 4.大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
 5.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 6.端数処理のため数値が合わないことがある。
 7.数量は小数点以下四捨五入し、0.5g未満の場合は「0」と表示して前年比を計上。全く無い場合は「-」と表示。
 8.摘発件数が「-」であるのに、押収量(g)に数字が記載されているのは、他の薬物において件数を計上していることを示す。
 9.令和5年の数値は速報値である。

(資料2) 函館税関管内における金地金の摘発実績

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
摘発件数	件	1	-	-	-	2	全増
押収数量	g	14,497	-	-	-	277	全増

(注) 令和5年の数値は速報値である。